国立大学法人長岡技術科学大学入学料の免除及び徴収猶予の選考基準

（令和６年７月19日
学生委員会承認）

（趣旨）

第１　国立大学法人長岡技術科学大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程（以下「規程」という。）第２条第１号から第３号及び第６条第１項第１号、第２号並びに第６条第２項（認定区分に応じた免除（第１区分を除く。）の許可者及び独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金不許可者（以下「不許可者」という。）を除く。）に規定する入学料の免除及び徴収猶予の選考については、この基準によるものとする。

（選考の方法）

第２　規程第２条１号及び第６条第１項第１号にかかる選考は、学業成績（以下「学力」という。）の基準及び家計の基準のいずれにも該当する者について行うものとし、規程第２条第２号、第３号及び第６条第１項第２号並びに第６条第２項（認定区分に応じた免除（第１区分を除く。）の許可者及び不許可者を除く。）にかかる選考は、家計の基準に該当する者について行うものとする。

（学力の基準）

第３　規程第２条第１号及び第６条第１項第１号に規定する者の学力の評価は、入学者選抜試験の合格をもって基準を満たすものとする。

（家計の基準）

第４　家計の評価は、総所得金額が別紙１に定める収入基準額（以下「基準額」という。）以下の者について行うものとする。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯等家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が基準額を超える場合であっても、その超える額が基準額の 10％以内の者については、基準額以下の者と同様に取扱うことができるものとする。

２　前項の総所得金額は、別紙２のとおりとする。

附　則

１　この基準は、令和６年７月 19 日から実施する。

２　国立大学法人長岡技術科学大学入学料の免除及び徴収猶予選考基準（平成 16 年４月 22 日学生委員会承認）は、廃止する。

別紙１（第４の第１項関係）

収入基準額表（家計評価額算出用）

（学部）

区分		
世帯人員	１人	１，６７０，０００円
	２人	２，６６０，０００円
	３人	３，０６０，０００円
	４人	３，３４０，０００円
	５人	３，６００，０００円
	６人	３，７８０，０００円
	７人	３，９５０，０００円

（備考）世帯人員が７人を超える場合は、１人増すごとに１７０，０００円をそれぞれ世帯人員７人の収入基準額に加算する。

（大学院修士課程）

区分		
世帯人員	１人	１，８２０，０００円
	２人	２，９００，０００円
	３人	３，３４０，０００円
	４人	３，６４０，０００円
	５人	３，９３０，０００円
	６人	４，１２０，０００円
	７人	４，３２０，０００円

（備考）世帯人員が７人を超える場合は、１人増すごとに２００，０００円をそれぞれ世帯人員７人の収入基準額に加算する。

（大学院博士課程）

区分		
世帯人員	１人	２，５４０，０００円
	２人	４，０４０，０００円
	３人	４，６７０，０００円
	４人	５，０７０，０００円
	５人	５，４８０，０００円
	６人	５，７４０，０００円
	７人	６，０２０，０００円

（備考）世帯人員が７人を超える場合は、１人増すごとに２８０，０００円をそれぞれ世帯人員７人の収入基準額に加算する。

別紙２（第４の第２項関係）

総　所　得　金　額

総所得金額とは、申請者の属する世帯（私費外国人留学生及び大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者にあっては本人のみ）の１年間の総収入金額から、（１）必要経費、（２）特別控除額を差し引いた金額をいう。

なお、１年間の総収入金額は、申請の前年１年間の額によることとし、これにより難い場合は、協議のうえ決定する。

（１）必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱う。

①給与所得

給料、賃金、歳費、年金、賞与、雇用保険及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。

・収入金額が１０４万円以下のものは収入金額と同額とする。

・収入金額が１０４万円を超え２００万円までのもの

収入金額×０．２＋８３万円

・収入金額が２００万円を超え６５３万円までのもの

収入金額×０．３＋６２万円

・収入金額が６５３万円を超えるもの

２５８万円

（注）１．給与所得者が２人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

２．同一人で２以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

②給与所得以外の所得

確定申告等により必要と認められた額を控除する。

なお、臨時的な所得（資産の売却や譲渡による所得及び山林所得）を所得とするかどうかは、必要に応じ協議のうえ決定する。

（２）特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特別控除額		
A世帯を対象とする控除	①母子･父子世帯であること。			990,000円
	②就学者のいる世帯であること。	小学校児童１人につき		310,000円
		中学校生徒１人につき		460,000円
		国・公立高等学校生徒１人につき	自宅通学	390,000円
			自宅外通学	690,000円
		私立高等学校生徒１人につき	自宅通学	880,000円
			自宅外通学	1,180,000円
		国・公立高等専門学校(1~3年次)学生１人につき	自宅通学	390,000円
			自宅外通学	690,000円
		国・公立高等専門学校(4･5年次)学生１人につき	自宅通学	430,000円
			自宅外通学	720,000円
		私立高等専門学校学生(1~3年次)１人につき	自宅通学	880,000円
			自宅外通学	1,180,000円
		私立高等専門学校学生(4･5年次)１人につき	自宅通学	870,000円
			自宅外通学	1,160,000円
		国・公立大学学生１人につき	自宅通学	740,000円
			自宅外通学	1,210,000円
		私立大学学生１人につき	自宅通学	1,330,000円
			自宅外通学	1,800,000円
		国・公立専修学校高等課程生徒１人につき	自宅通学	390,000円
			自宅外通学	690,000円
		私立専修学校高等課程生徒１人につき	自宅通学	880,000円
			自宅外通学	1,180,000円
		国・公立専修学校専門課程生徒１人につき	自宅通学	360,000円
			自宅外通学	810,000円
		私立専修学校専門課程生徒１人につき	自宅通学	1,020,000円
			自宅外通学	1,470,000円
	③障害者のいる世帯であること。	障害者１人につき		990,000円
	④長期療養者のいる世帯であること。			150,000円
	⑤火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。		
	⑥父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者１人につき　380,000円 なお、その所得が380,000円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。		
B本人を対象とする	⑦通学形態	自宅通学　230,000円 自宅外通学　700,000円		

	⑧子が２人を超える世帯	子が２人を超える人数につき、本人を対象とする控除額に 50 万円を増額した金額を乗じた額（子の人数は本人を含む）

備　考

１．Ａ欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含めない。

２．就学者の学種は、申請時におけるものとする。

３．Ａ欄の控除については、該当する特別の事情が２以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。